

第1章

震災による被害状況等

第1節 東日本大震災の概要

1 地震の概況等

(1) 概況

①地震名

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」

②発生日時

平成23年3月11日（金）14時46分

③発生場所

三陸沖（北緯38.1度，東経142.9度）

※牡鹿半島の東南東 約130km付近

④震源の深さ 24km

⑤断層の大きさ 長さ450km，幅200km

⑥地震の種類 海溝型地震，逆断層型

⑦規模 マグニチュード9.0

⑧最大震度 震度7（栗原市）

⑨地盤沈下

- ・ 海拔0m以下の面積56km²
（震災後増加割合3.4倍）
- ・ 大潮の満潮位以下の面積129km²
（震災後増加割合1.9倍）
- ・ 過去の最高潮位以下の面積216km²
（震災後増加割合1.4倍）

⑩津波の高さ

- ・ 7.2m（仙台港）（平成23年4月5日気象庁発表）
- ・ 8.6m（石巻市鮎川）（平成23年6月3日気象庁発表）

(参考) 津波最大遡上高さ

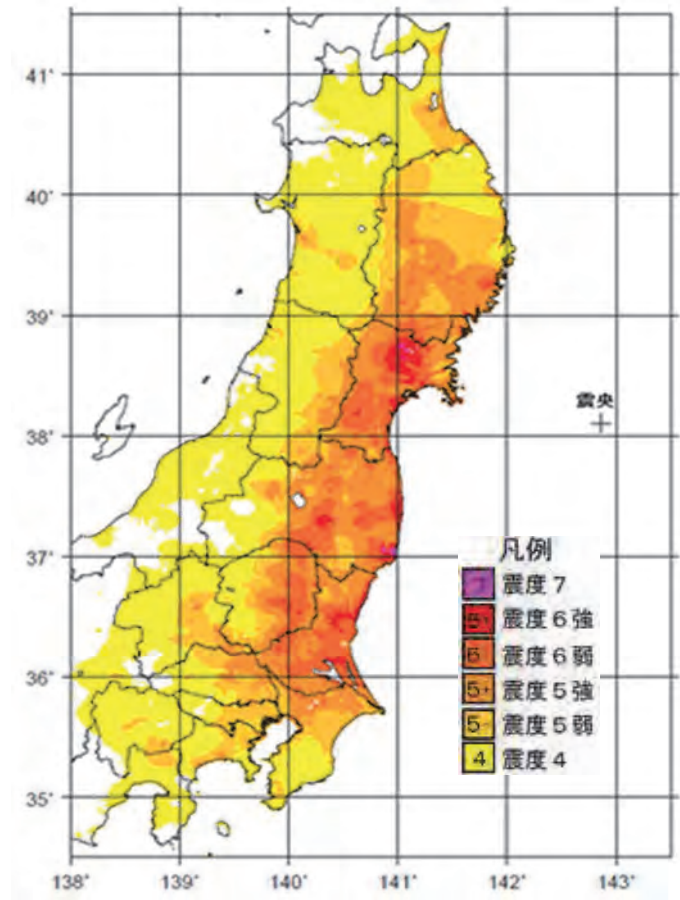
宮城県土木部津波の痕跡調査結果より

- ・ 女川町：34.7m
- ・ 南三陸町志津川：20.2m
- ・ 南三陸町歌津：26.1m

この地震により宮城県栗原市で震度7，宮城県，福島県，茨城県，栃木県で震度6強など広い範囲で強い揺れを観測した。また，太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し，特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では甚大な被害となった。

この東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故等の災害を総称して，

「東日本大震災（平成23年4月1日閣議決定）」と呼称することになった。



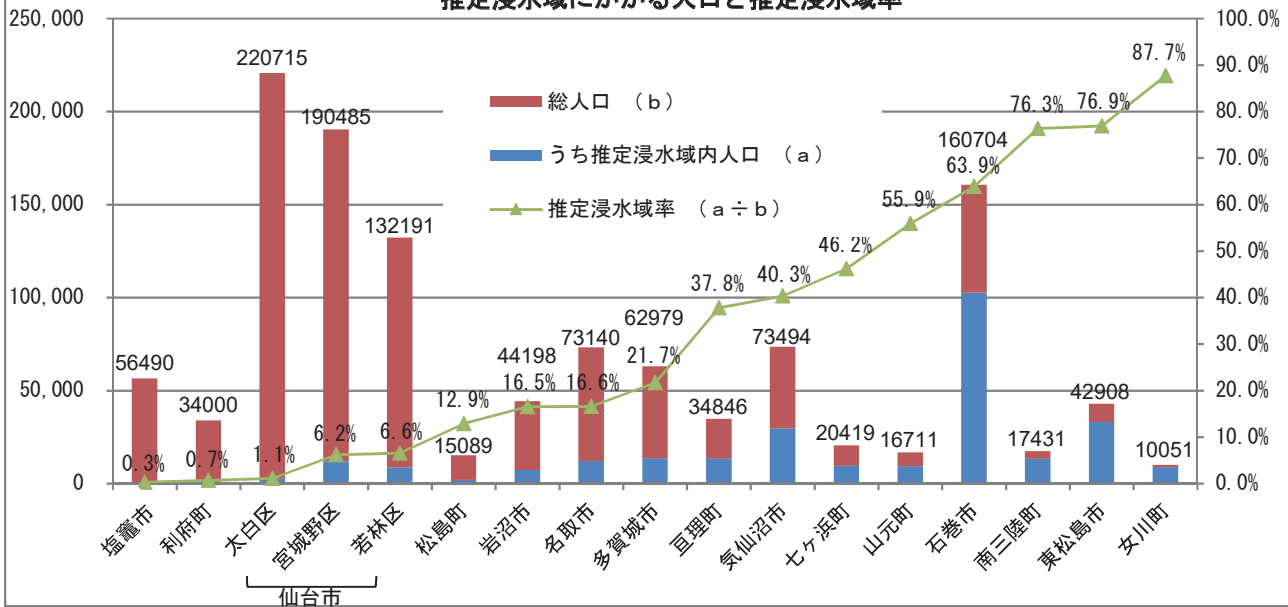
〔表：各市町村の最大震度〕

震度	市区町村
7	栗原市
6強	仙台市宮城野区，石巻市，塩竈市，名取市，登米市，東松島市，大崎市，蔵王町，川崎町，山元町，大衡村，涌谷町，美里町
6弱	仙台市青葉区，仙台市若林区，仙台市泉区，気仙沼市，白石市，角田市，岩沼市，大河原町，亘理町，松島町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，女川町，南三陸町
5強	仙台市太白区，多賀城市，七ヶ宿町，村田町，柴田町，丸森町，七ヶ浜町，色麻町，加美町

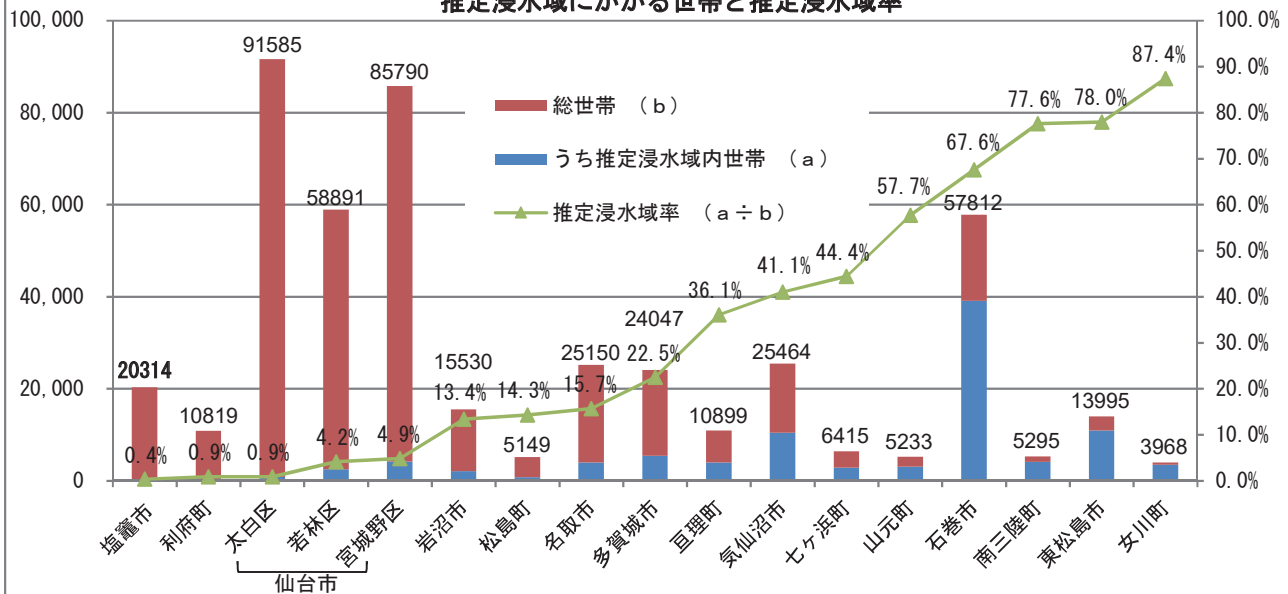
[表：推定浸水域にかかる人口及び世帯数]

市区町村	推定浸水域にかかる人口及び世帯数 (a)		当該市区町村の人口及び世帯数 (b)		推定浸水域の割合 (a) ÷ (b) × 100	
	人口(人)	世帯数	人口(人)	世帯数	人口(%)	世帯数(%)
仙台市	宮城野区	11,858	4,192	190,485	6.2	4.9
	若林区	8,700	2,470	132,191	6.6	4.2
	太白区	2,519	818	220,715	1.1	0.9
石巻市	102,670	39,091	160,704	63.9	67.6	
塩竈市	173	80	56,490	0.3	0.4	
気仙沼市	29,648	10,456	73,494	40.3	41.1	
名取市	12,132	3,956	73,140	16.6	15.7	
多賀城市	13,681	5,421	62,979	21.7	22.5	
岩沼市	7,310	2,082	44,198	16.5	13.4	
東松島市	32,993	10,917	42,908	76.9	78.0	
亘理町	13,186	3,938	34,846	37.8	36.1	
山元町	9,341	3,021	16,711	55.9	57.7	
松島町	1,944	738	15,089	12.9	14.3	
七ヶ浜町	9,433	2,850	20,419	46.2	44.4	
利府町	242	96	34,000	0.7	0.9	
女川町	8,816	3,470	10,051	87.7	87.4	
南三陸町	13,306	4,109	17,431	76.3	77.6	
合計	277,952	97,705	1,205,851	466,356	23.1	21.0

推定浸水域にかかる人口と推定浸水域率



推定浸水域にかかる世帯と推定浸水域率



(2) 地殻変動の概要

東北地方太平洋沖地震による直接的な被害に加え、石巻市牡鹿では上下方向で約1.2mの地盤沈下、東南東方向に5.3m移動したことが確認されており、石巻市や気仙沼市などの沿岸市町村では、住宅街が満潮時に浸水する被害が深刻化した。

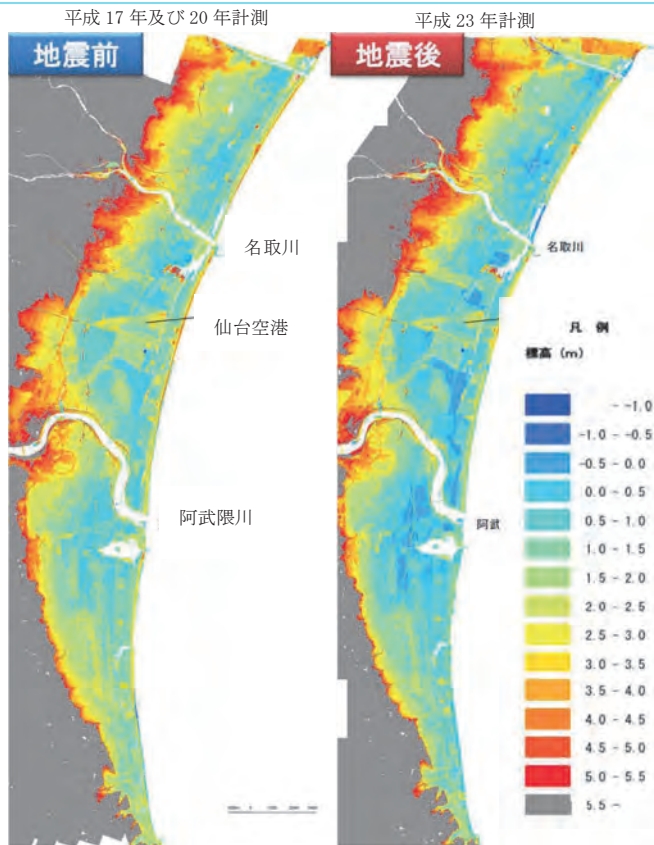
また、地震によって海拔0m以下の面積は56km²で地震前の3.4倍に増加し、大潮の満潮(T.P+0.7m)以下の面積は129km²で地震前の1.9倍に増加したことが確認されており、県内の沿岸部を中心に大規模な地盤沈下が発生した。



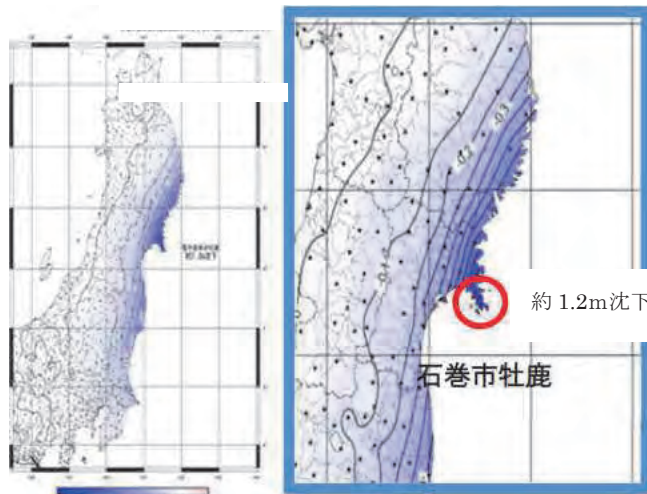
[写真：地盤沈下した県道（石巻市渡波地区）]



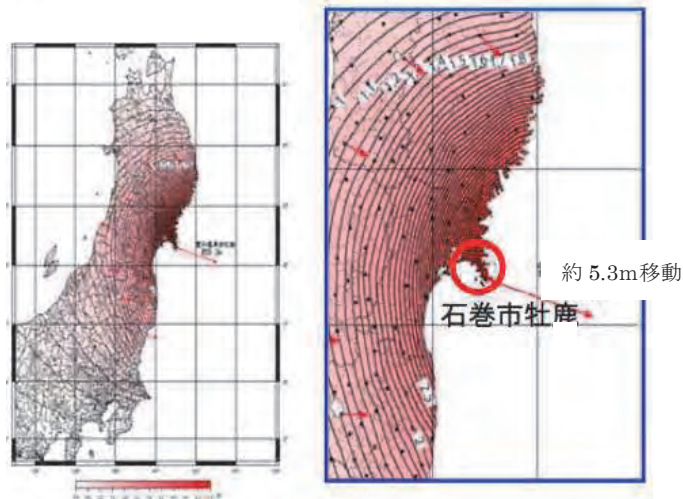
[図：県内の浸水範囲]



[図：海水面以下となった土地]



[図：本震に伴う地殻変動（上下変動）]



[図：本震に伴う地殻変動（水平変動）]

2 県内の被害の状況等 [平成 31 年 3 月末現在]

(1) 人的被害

死者（関連死含む）：10,565 人
 行方不明者：1,221 人
 重傷：502 人，軽傷：3,615 人

(2) 住家・非住家被害（継続調査中）

全壊：83,004 棟 半壊：155,130 棟
 一部損壊：224,202 棟 床下浸水：7,796 棟
 非住家被害：26,796 棟

(3) 被害額（継続調査中） 9 兆 983 億円

(4) ピーク時（平成 23 年 3 月 14 日）の避難所等
 避難所 1,183 施設 避難者数：320,885 人

(5) ピーク時のライフライン被害

電気) 停電戸数：1,545,491 戸
 水道) 給水支障：35 市町村（県内全市町村）
 ガス) 供給支障：13 市町

[表：東日本大震災における被害状況]

(平成 31 年 3 月末現在)

市町村	人口 [国勢 調査] (H22.10)	人的被害							住家被害				非住家 被害 棟
		死 者			行方 不明 人	負 傷 者			全壊 棟	半壊 棟	一部 破損 棟	床下 浸水 棟	
		直接死 人	関連死 人	合計 人		重傷 人	軽傷 人	他 人					
仙台市	1,045,986	658	265	923	27	276	1,999	0	30,034	109,609	116,046	調査中	調査中
石巻市	160,826	3,277	275	3,552	420	不明	不明	不明	20,043	13,049	19,948	3,667	調査中
塩竈市	56,490	24	18	42	0	2	8	0	672	3,278	6,993	266	1,615
気仙沼市	73,489	1,109	109	1,218	214	不明	不明	不明	8,483	2,571	4,761	不明	9,605
白石市	37,422	0	1	1	0	0	18	0	40	566	2,171	0	不明
名取市	73,134	912	42	954	38	14	194	0	2,801	1,129	10,061	1,179	1,419
角田市	31,336	0	0	0	0	0	4	0	13	158	1,036	0	15
多賀城市	63,060	188	31	219	0	不明	不明	不明	1,746	3,730	6,166	1,075	不明
岩沼市	44,187	180	6	186	1	7	286	0	736	1,606	3,086	114	3,126
登米市	83,969	0	10	10	3	12	40	0	201	1,801	3,362	3	823
栗原市	74,932	0	1	1	0	6	544	0	58	372	4,552	3	48
東松島市	42,903	1,066	66	1,132	23	62	59	0	5,519	5,558	3,504	1,079	937
大崎市	135,147	2	5	7	0	79	147	0	596	2,434	9,138	0	328
蔵王町	12,882	0	0	0	0	0	0	0	16	156	1,143	0	113
七ヶ宿町	1,694	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0
大河原町	23,530	0	2	2	0	0	0	1	10	148	1,333	0	117
村田町	11,995	0	1	1	0	0	1	0	9	116	652	0	13
柴田町	39,341	2	3	5	0	3	1	0	13	189	1,707	0	不明
川崎町	9,978	0	0	0	0	0	0	3	0	14	460	0	0
丸森町	15,501	0	0	0	0	0	1	0	1	38	513	0	22
亘理町	34,845	265	18	283	4	2	43	0	2,389	1,150	2,048	274	3,020
山元町	16,704	680	20	700	18	9	81	不明	2,217	1,085	1,138	31	339
松島町	15,085	2	5	7	0	3	34	0	221	1,785	1,561	91	125
七ヶ浜町	20,416	76	3	79	2	不明	不明	不明	674	650	2,605	0	643
利府町	33,994	1	1	2	0	4	0	0	56	901	3,564	14	166
大和町	24,894	0	1	1	1	0	7	0	42	268	2,791	0	不明
大郷町	8,927	1	0	1	0	1	4	0	50	274	791	0	210
富谷町	47,042	0	1	1	0	2	30	0	16	537	5,305	0	0
大衡村	5,334	0	0	0	0	0	4	0	0	19	764	0	0
色麻町	7,431	0	0	0	0	0	9	0	0	15	215	0	18
加美町	25,527	0	0	0	0	0	33	0	8	35	749	0	22
涌谷町	17,494	1	0	1	1	1	20	24	144	735	1,034	0	543
美里町	25,190	0	2	2	0	19	48	0	129	627	3,130	0	1,705
女川町	10,051	593	22	615	258	不明	不明	不明	2,924	349	661	不明	1,590
南三陸町	17,429	600	20	620	211	不明	不明	不明	3,143	178	1,204	不明	234
合計	2,348,165	9,637	928	10,565	1,221	502	3,615	28	83,004	155,130	224,202	7,796	26,796

※1 上記には、平成 23 年 4 月 7 日から平成 24 年 12 月 7 日までの余震の被害を含む。

※2 全壊及び半壊には、床上浸水を含む。

震災前後の市街地部の状況①



(2004年5月撮影)



(2011年3月28日撮影)

(写真提供：(社)東北建設協会)

震災前後の市街地部の状況②



(2001年5月撮影)



(2011年3月28日撮影)
(写真提供：(社)東北建設協会)

震災前後の市街地部の状況③



(2001年9月撮影)



(2011年4月5日撮影)
(写真提供：(社)東北建設協会)

震災前後の市街地部の状況④

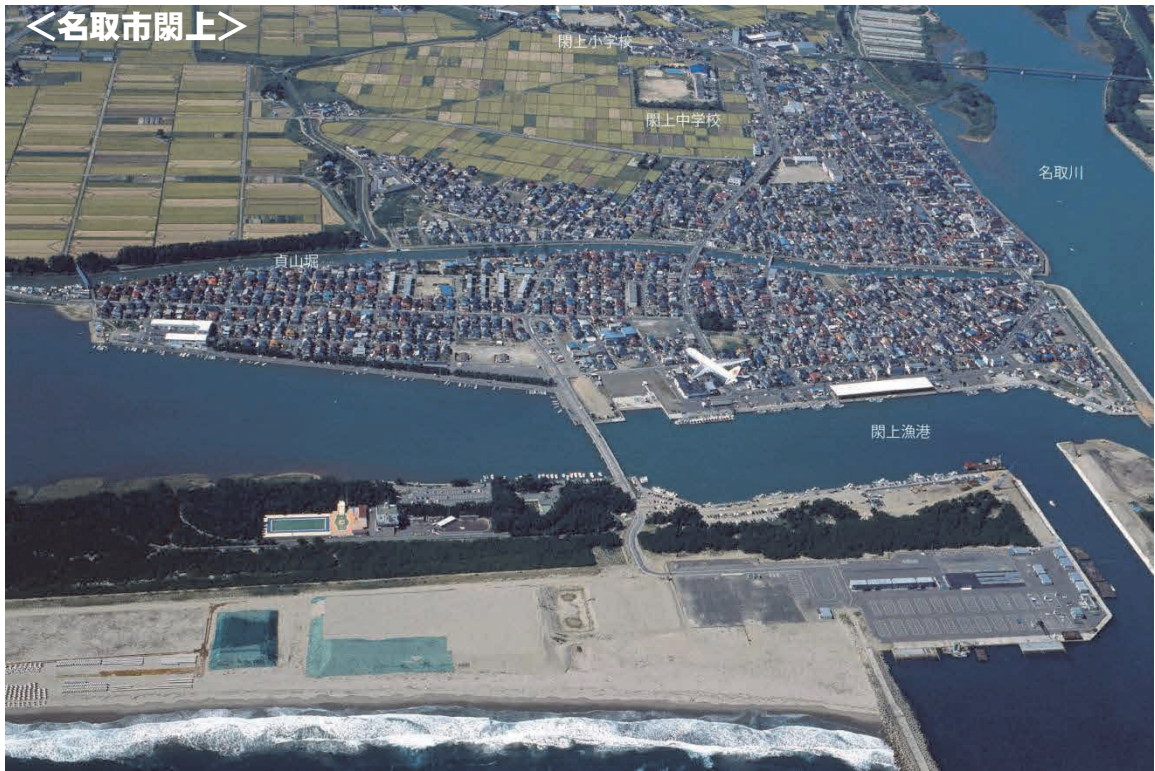


(2003年9月撮影)



(2011年4月17日撮影)
(写真提供：(社)東北建設協会)

震災前後の市街地部の状況⑤



(2001年9月撮影)



(2011年3月27日撮影)
(写真提供：(社)東北建設協会)

第2節 住宅全般の被害状況と特徴

1 住宅の被害状況

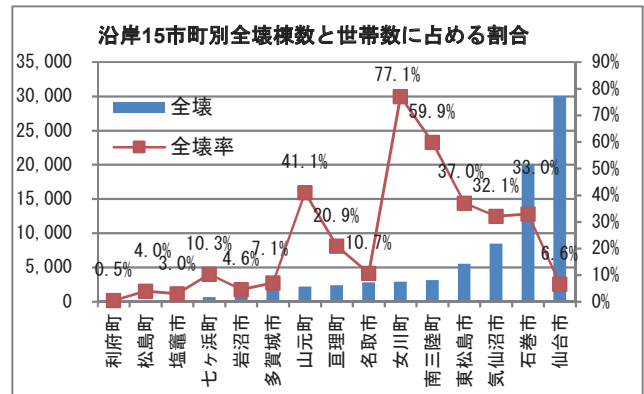
津波による建物の流失や地震動による住宅被害、宅地の地盤崩壊など、県内で全半壊合わせて238,000棟以上の住宅被害が生じ、自宅を追われて避難所で生活する方が多数に上ったことから、生活基盤である居住環境を早急に確保するよう応急仮設住宅の建設や、民間賃貸住宅の借上げによるみなし仮設住宅の供給を実施した。

[平成31年3月末現在]

- ・全壊（床上浸水含む）：83,004棟
- ・半壊（床上浸水含む）：155,130棟
- ・一部損壊：224,202棟
- ・床下浸水：7,796棟
- ・非住家被害：26,796棟
- ・住宅関係被害額：5兆999億円



[写真：津波による住宅の被害状況]



[表：市町村別住宅被害数]

市町村名	世帯数	住宅被害（棟）				市町村名	世帯数	住宅被害（棟）			
		全壊 (床上浸水含む)	全壊率 (%)	半壊 (床上浸水含む)	一部損壊			全壊 (床上浸水含む)	全壊率 (%)	半壊 (床上浸水含む)	一部損壊
仙台市	454,376	30,034	6.60	109,609	116,046	川崎町	3,264	0	0	14	460
石巻市	60,711	20,043	33.00	13,049	19,948	丸森町	5,048	1	0.01	38	513
塩竈市	22,172	672	3.03	3,278	6,993	亘理町	11,418	2,389	20.92	1,150	2,048
気仙沼市	26,417	8,483	32.11	2,571	4,761	山元町	5,397	2,217	41.07	1,085	1,138
白石市	13,903	40	0.28	566	2,171	松島町	5,487	221	4.02	1,785	1,561
名取市	26,239	2,801	10.67	1,129	10,061	七ヶ浜町	6,537	674	10.31	650	2,605
角田市	10,866	13	0.11	158	1,036	利府町	11,559	56	0.48	901	3,564
多賀城市	24,540	1,746	7.11	3,730	6,166	大和町	9,167	42	0.45	268	2,791
岩沼市	15,987	736	4.60	1,606	3,086	大郷町	2,618	50	1.90	274	791
登米市	26,438	201	0.76	1,801	3,362	富谷町	16,328	16	0.09	537	5,305
栗原市	24,581	58	2.35	372	4,552	大衡村	1,616	0	0	19	764
東松島市	14,904	5,519	37.03	5,558	3,504	色麻町	1,954	0	0	15	215
大崎市	47,395	596	1.25	2,434	9,138	加美町	7,956	8	0.10	35	749
蔵王町	4,229	16	0.37	156	1,143	涌谷町	5,852	144	2.46	735	1,034
七ヶ宿町	701	0	0	0	10	美里町	8,454	129	1.52	627	3,130
大河原町	8,824	10	0.11	148	1,333	女川町	3,794	2,924	77.06	349	661
村田町	3,838	9	0.23	116	652	南三陸町	5,251	3,143	59.85	178	1,204
柴田町	14,404	13	0.09	189	1,707	合計	912,225	83,004	9.10	155,130	224,202

※太字：沿岸市町 ※全壊率=全壊棟数/世帯数（平成31年3月末現在）

2 被害の特徴と住宅をめぐる状況

(1) 被害の特徴

1) 地形の特徴と全壊率

・三陸沿岸部の女川町や南三陸町では、リアス海岸の地形によって津波の威力が増大したことなどにより、市街地が壊滅的な被害を受け、全壊率が他市町に比べて特に高い。

・石巻市や東松島市、山元町などの海岸近くの平野部に発展した市街地において、浸水範囲が広がったため、全壊率が他市町に比べて高く、40%前後となっている。

・世帯の多い仙台市や石巻市では、全壊棟数が20,000棟を超えている。

2) 内陸部

・内陸部の大崎市や登米市の被害は、地震による倒壊等によるものである。

(2) 持ち家率

・亘理町や山元町で85%を超えているほか、津波被害を受けた市町の多くで60%を超えている。

・仙台市や多賀城市は、他市町に比べて、賃貸住宅の割合が高くなっている。

(3) 高齢者（65歳以上）率と全壊率

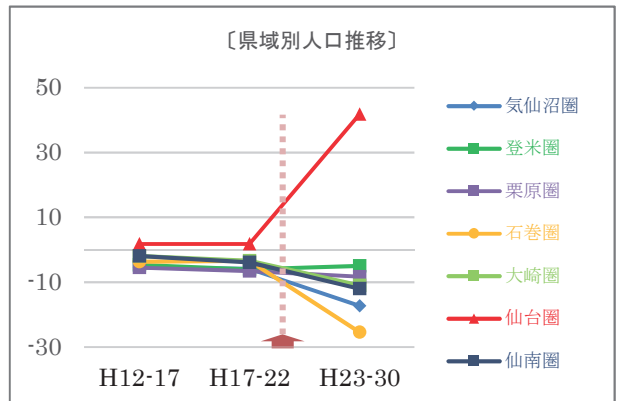
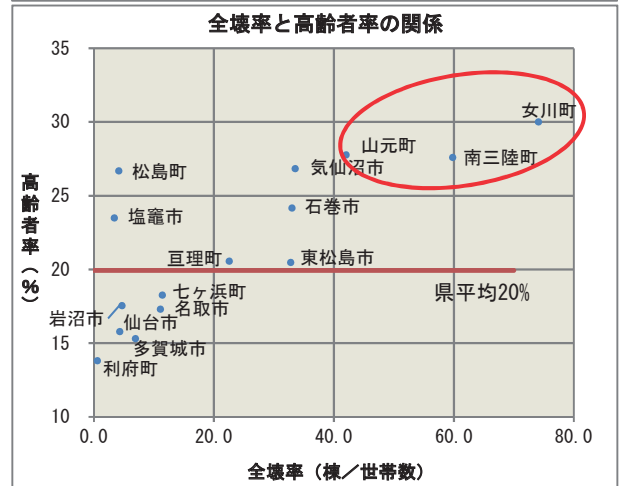
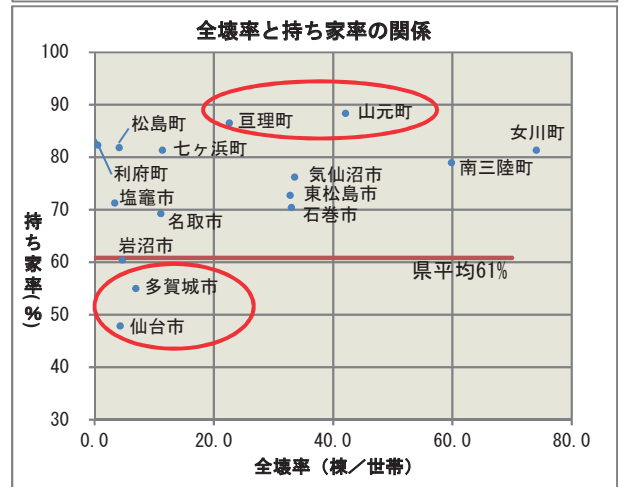
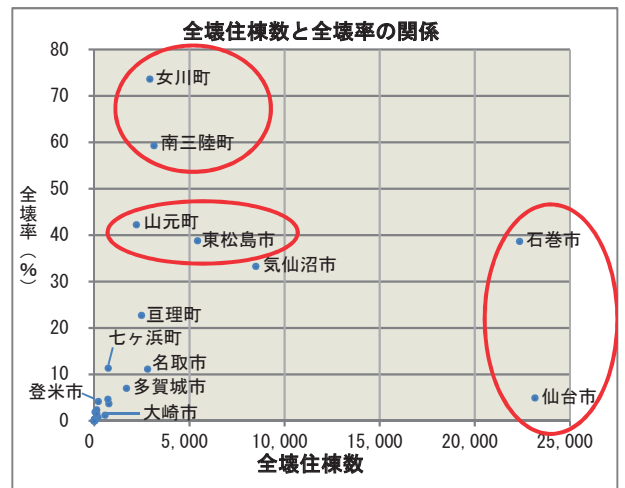
・津波被害を受けた市町のうち、女川町、南三陸町及び山元町では高齢者率が高く、かつ、全壊率も高くなっている。

(4) 圏域別人口推移

・被害の大きかった沿岸北部の石巻圏・気仙沼圏では、震災前に比べて人口の減少が特に拡大している。逆に仙台圏では、増加率が拡大している。また、その他の内陸部等では、減少率が微増している。

	震災前				震災後				
	平成12年～17年		平成17年～22年		平成23年～30年				
	人口推移(千人)	増減	人口推移(千人)	増減	人口推移(千人)	増減	人口推移(千人)	増減	
気仙沼圏	102	96	▲5.5	96	90	▲5.9	91	73	▲17.3
登米圏	93	89	▲4.7	89	83	▲6.0	84	79	▲5.0
栗原圏	84	80	▲5.5	80	74	▲6.6	74	66	▲8.3
石巻圏	229	221	▲3.7	221	213	▲3.4	213	188	▲25.4
大崎圏	225	218	▲1.9	218	210	▲3.4	210	199	▲11.0
仙台圏	1,437	1,463	▲1.8	1,463	1,490	▲1.8	1,492	1,534	▲41.8
仙南圏	194	191	▲1.9	191	183	▲3.9	183	171	▲12.0

(平成31年3月末現在)



3 被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、地震により被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊や外壁等落下の危険性をできる限り速やかに判定して情報提供することにより、被災後の人命に関わる二次災害を防止することを目的として行うものである。

判定は被災した市町村が実施し、県は市町村から支援要請を受け、県内の建築関係団体等の協力を得て、県に登録している宮城県被災建築物応急危険度判定士を派遣し、判定資材の提供や現地でのコーディネートなどを行う。また、必要に応じて他都道府県へも支援要請を行うこととしている。本震災においては、甚大な被害の中、約2か月にわたり判定作業を実施した。

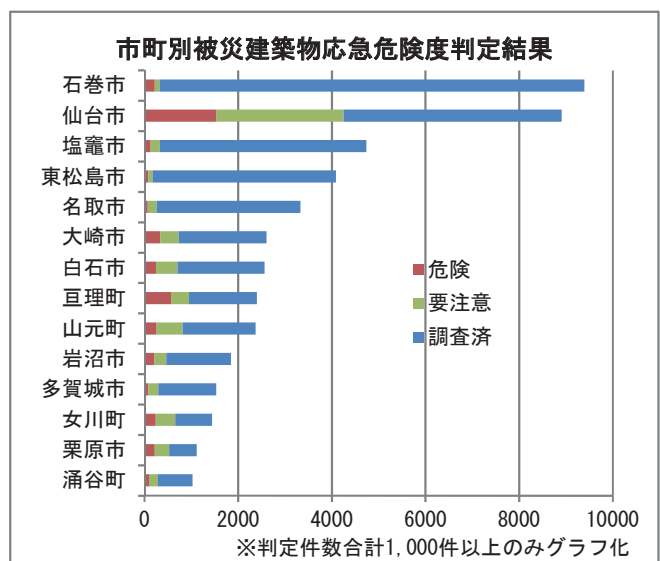
発災当初からほぼ1か月の間は、情報通信網や道路交通網等のライフラインが遮断され、燃料も不足するなど、遠地からの応援を受け入れる体制がとれず、非常に限られた条件の中で実施せざるを得ない状況であった。そのため、地元の判定士や市町村職員、県職員が中心となって判定を実施した。しかし、自らも被災した判定士や職員も多く、地域内での人員も非常に限られており、より一層厳しい条件での判定作業となった。

約1か月が経過した頃、判定士や職員は他の業務や住宅相談等に忙殺される状況となった上、津波浸水区域では判定作業が困難なため、時間を要することが見込まれ、また、4月7日の最大余震の被害もあったため、さらに多くの人員が必要となった。この時期、ガソリン等が少しずつ入手できるようになってきたため、広域派遣を要請し、他都道府県（北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、埼玉県、東京都、神奈川県）の各都道府県及び市町村職員、民間判定士）の応援を得ながら判定活動を継続した。また、応急危険度判定を実施する体制がとれない市町村や津波浸水区域における市町村に対しては、県職員も判定作業を実施するなどの支援を行った。

その結果、3月11日から5月10日までの2か月にわたり、延べ1,472班、2,955人の判定士が50,721件を判定し、二次災害を防止するとともに、住民の方々の不安解消を図ることができた。

〔表：被災建築物応急危険度判定結果一覧〕（件）

	危険 (赤)	要注意 (黄)	調査済 (緑)	合計
仙台市	1,543	2,711	4,653	8,907
石巻市	221	104	9,074	9,399
塩竈市	132	196	4,411	4,739
白石市	247	460	1,862	2,569
名取市	67	192	3,070	3,329
角田市	13	19	16	48
多賀城市	81	218	1,237	1,536
岩沼市	204	261	1,383	1,848
登米市	334	150	434	918
栗原市	221	308	587	1,116
東松島市	84	92	3,915	4,091
大崎市	338	396	1,876	2,610
蔵王市	49	58	46	153
大河原町	6	9	7	22
村田町	18	26	3	47
柴田町	149	62	4	215
丸森町	8	20	11	39
亘理町	572	377	1,450	2,399
山元町	250	563	1,562	2,375
松島町	45	56	9	110
七ヶ浜町	64	278	614	956
利府町	5	47	50	102
大和町	25	95	25	145
大郷町	35	104	56	195
富谷町	11	56	40	107
加美町	15	40	39	94
涌谷町	96	192	736	1,024
美里町	12	9	9	30
女川町	243	412	789	1,444
南三陸町	112	42	0	154
合計	5,200	7,553	37,968	50,721



4 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は、大規模な地震等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的とするものである。

災害対策本部が設置された市町村で危険度判定活動を実施する際、県は、市町村から支援要請を受け、登録している被災宅地危険度判定士を派遣するとともに判定資材の提供などを行った。また必要に応じて他都道府県への広域支援要請を行った。本震災においては、被害を受けた県内の宅地について、約2か月間にわたり被災宅地危険度判定作業を実施した。県は、各市町村に設置された災害対策本部の要請を受け、県職員の派遣及び県外自治体職員等の受入支援を行った。

被害が広域にわたって発生したうえ、交通網及び通信手段が遮断され、ガソリンが極めて不足した状況のもと、4月7日の最大余震の被害も加わり判定作業は困難を極めた。一部の市町村では、県に登録されている被災宅地危険度判定士名簿を市町村に提供し、市町村が直接地元の被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定活動を行ったところもみられた。仙台市は被害が大きいことから、県が国土交通省に依頼して、2次にわたり広域派遣による判定作業を実施した。派遣判定士は県外自治体が59都道府県市区延べ819人、県内自治体が栗原市延べ12人、UR都市機構延べ12人、公益社団法人全国宅地擁壁技術協会3人、仙台市宅地安全協議会延べ24人の応援を得ながら判定活動を行った。仙台市以外の自治体では、県職員等を川崎町、利府町、岩沼市へ派遣した。

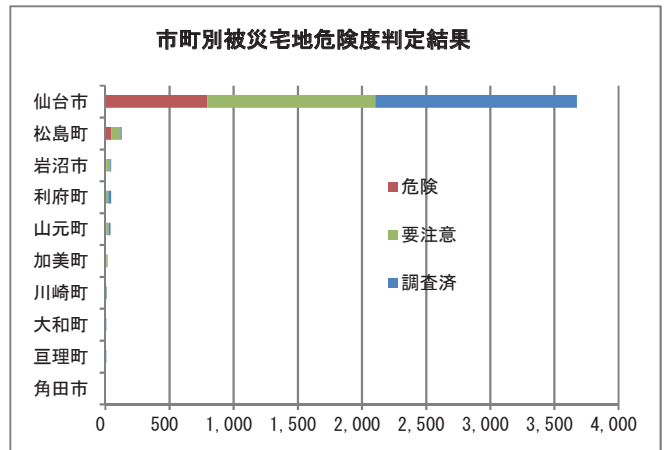
その結果、3月11日から5月18日までの2か月間にわたり、3,996か所を判定し、二次災害を防止するとともに、住民の方々の不安解消を図ることができた。

津波による建物被害以外にも、宅地の被害が内陸部で多く生じた。特に、仙台市において「危険」・「要注意」判定の結果が多く見られ、大規模造成等による埋め立て地や盛土部分等に被害が多かったと推察される。盛土と切り土の位置が道路上にある地区では、道路一本を挟んで被害に明らかな差が生じた地域などもあり、軟弱地盤による建物被害が拡大した。

〔表：被災宅地判定結果一覧〕(件)

市町名	危険 (赤)	要注意 (黄)	調査済 (青)	合計
仙台市	794	1,310	1,573	3,677
加美町	10	6	4	20
亶理町	3	4	2	9
松島町	49	71	10	130
利府町	5	20	21	46
角田町	0	3	0	3
岩沼市	8	30	8	46
大和町	5	1	4	10
川崎町	3	8	3	14
山元町	9	17	15	41
合計	886	1,470	1,640	3,996

市町別被災宅地危険度判定結果



〔写真：宅地の被害により傾いた住宅〕

5 被災地の建築制限

県及び石巻市は、被災市街地の復興に向けた都市計画を定めるまでの間、その妨げとなる無秩序な建築行為を抑制するため、建築基準法第84条及び特例法に基づき一定期間建築制限する区域を指定した。

その後、山元町は建築基準法の災害危険区域を指定し、それ以外の6市町は被災市街地復興特別措置法に基づく復興推進地域を指定(災害のあった日から最長2ヶ年)し、建築制限を継続実施している。

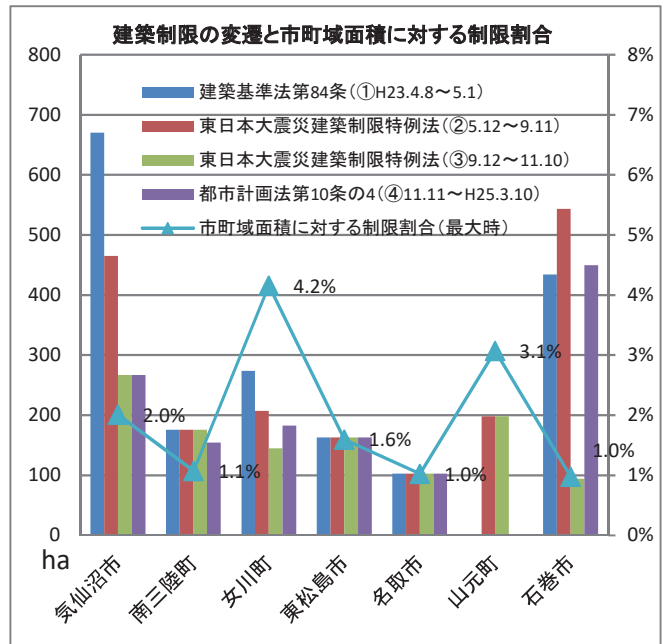
(※建築基準法第39条の規定による災害危険区域の指定については、第2章 第3節-2の復興まちづくりと災害危険区域の項に記載)

①県(特定行政庁)指定

- ・気仙沼市
- ・南三陸町
- ・女川町
- ・東松島町
- ・名取市
- ・山元町

②石巻市(特定行政庁)指定

- ・石巻市



[表：被災地の無秩序な建築行為を抑制するための建築制限 (ha)]

	市町域面積	建築制限 (ha)				復興推進地域(都市計画法第10条の4) (※2)	市町域面積に対する制限割合(%) (最大時)
		建築基準法84条	東日本大震災建築制限特例法(※1)				
		①H23.4.8~5.1	②5.12~9.11	③9.12~11.10	④11.11~H25.3.10		
気仙沼市	33,337	669.8	465.1	266.7	266.7	2.0	
南三陸町	16,374	175.7	175.7	175.7	154.4	1.1	
女川町	6,580	273.6	206.9	144.3	182.6	4.2	
東松島市	10,186	162.7	162.7	(~10.31)162.7	(11.1~)162.7	1.6	
名取市	10,007	102.7	102.7	102.7	102.7	1.0	
山元町	6,448	-	(7.1~)198.1	198.1	-	3.1	
石巻市	55,578	434.1	(5.28~)543.4	94.0	(9.12~)449.4	1.0	
合計	138,510	1,818.6	1,854.6	1,144.2	1,318.5		

(※1)：「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」

(※2)：土地区画整理事業等を実施する必要のある区域を「被災市街地復興特別措置法」に基づき指定

第3節 応急仮設住宅の供給等

1 応急仮設住宅の供与状況

(1) 制度

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）第4条第1項第1号に「救助」の種類の一つとして「応急仮設住宅の供与」が規定されている。

応急仮設住宅の供与は、災害により住家が全壊、全焼又は流失などして居住する住家がない方で、自らの資金では住宅を得ることができない方を対象とすることが原則である。

いつ、どこで、どのような災害が発生するか予測がつかないことから、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の速やかな建設を行うため、県では、阪神・淡路大震災を契機として一般社団法人プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」（平成8年4月1日付）を締結していた。

応急仮設住宅は一般に、いわゆる「プレハブ仮設住宅」のことを指しているが、不足や遅れを補うため、民間の賃貸住宅（マンション、アパートや貸家など）を県が貸主から借り上げ、応急仮設住宅として供与する、いわゆる「みなし仮設住宅」による供与も併せて行った。

※みなし仮設住宅とは

震災などで住居を失った被災者が、民間事業者の賃貸住宅を仮の住まいとして入居した場合に、その賃貸住宅を国や自治体が提供する「応急仮設住宅」に準じるものとみなすこと。

(2) 供与戸数

・プレハブ仮設住宅の建設

15市町 406団地 22,095戸

・みなし仮設住宅（最大） 25,137戸

※その他、既存の公営住宅等も応急仮設住宅として供与している。

県及び市町村は、震災前から、県のガイドラインや国の用地選定方針に基づき、上下水道や電力などのライフラインが整備されており、災害に対する安全性の高い公有地をプレハブ仮設住宅用地として選定していたが、それらの大部

分が津波により浸水してしまった地域もあり、また、必要戸数が想定を大幅に上回る数となったことから、用地の確保は難航し、公有地だけでは対応できず、民有地も活用することとなった。

建設当初は、道路の寸断や燃料不足により、資材の輸送及び労働者の確保等が困難であった。

市町や県を越えて避難する被災者も多く、建設地の確保や入居者の情報を把握するのに苦慮した。

また、市街地が壊滅的な被害を受けた地域や、海と山が迫るリアス式海岸の地域では、建設適地が少なく、用地確保が極めて困難な状況であったが、市町職員が用地の確保に奔走し、平成23年12月末までに全戸完成に至った。なお、プレハブ仮設住宅は、県による整備を基本としたが、山元町、女川町及び南三陸町では、木造応急仮設住宅等を町自ら建設した。

〔表：町自ら建設した戸数〕

市町別	地区数	建設戸数
山元町	2	284
女川町	1	189
南三陸町	2	50
計	5	523

〔表：県外・市町外への建設〕

被災元市町	建設した市町
気仙沼市 →	岩手県一関市(320戸)
女川町 →	石巻市(290戸)
南三陸町 →	登米市(486戸)

〔表：団地の土地区分による内訳〕

公有地	239 団地	うち、学校用地	34 団地
		ほか	205 団地
民有地	167 団地	-	

〔表：土砂災害警戒区域への建設〕

市町名	特別警戒区域	警戒区域
気仙沼市	-	4 団地
女川町	1 団地	3 団地
南三陸町	-	2 団地（登米市）
計	1 団地	9 団地

※県は特別警戒区域に建設した1団地に大型土嚢を設置。市町へは入居者への周知や災害の発生が予想される場合の速やかな避難誘導體制を依頼し、整備した。

2 整備経緯

年月日	主な概要
H23. 3. 14	・「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会（以下「プレ協」という。）に対して、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）1万戸の建設を要請。
H23. 3. 17	・市町営住宅の被災状況や応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設用地、建設要望戸数等の聞取調査のため、県職員（11班体制）が市町巡回を開始。
H23. 3. 22～24	・民間賃貸借上げ住宅に係る制度の市町説明会を開催（保健福祉部）
H23. 3. 28	・プレハブ仮設住宅の建設開始（避難者約12万人）
H23. 4. 1	・巡回調査の結果、必要戸数を概ね3万戸と判断し、プレ協へ2万戸の追加建設を要請（要請戸数合計3万戸）
H23. 4. 19	・応急仮設住宅の供給事業者の提案を公募（～28日） ・応急仮設住宅の供与事務の一部を市町村に委任
H23. 4. 28	・第1次建設分完成、被災者の入居開始（13市町1,312戸）。
H23. 5. 19	・市町に対し建設戸数に関するニーズ調査を実施し、必要戸数を2万3千戸に下方修正。
H23. 9. 28	・県建設分全戸完成（21,519戸）
H23.11. 4	・市町建設分全戸完成（523戸） → 県分と合わせ406団地 22,042戸
H23.11.23	・気仙沼市からの追加要請による着工
H23.12.26	・追加建設分完成（6団地53戸） → 総計：15市町 406団地 22,095戸（※グループホーム型290戸含む。） ・寒さ対策等追加工事①（外壁断熱材設置、窓の二重サッシ化・複層ガラス化、消火器設置、暖房器機設置）完了
H24. 1. 15	・追加工事②（風除室設置、スロープ廊下屋設置、暖房便座設置）完了。
H24. 3. 10	・追加工事③（水道管等の追加凍結防止対策）完了。
H24. 3. 21	・追加工事④（棟間通路及び駐車場の舗装等）完了。
H24.11.30	・追加工事⑤（風呂の追い焚き機能追加、物置設置）完了。
※市町からの要望に基づいて、被災者の障害状態に合わせた高齢者・障害者向けのグループホーム型仮設住宅を整備（5市2町で計36棟290戸、表中の建設戸数の内数）。	



[写真：規格部会のプレハブ仮設住宅]



[写真：住宅部会のプレハブ仮設住宅]



[写真：コンテナを利用した多層型応急仮設住宅
女川町運動公園野球場地区]

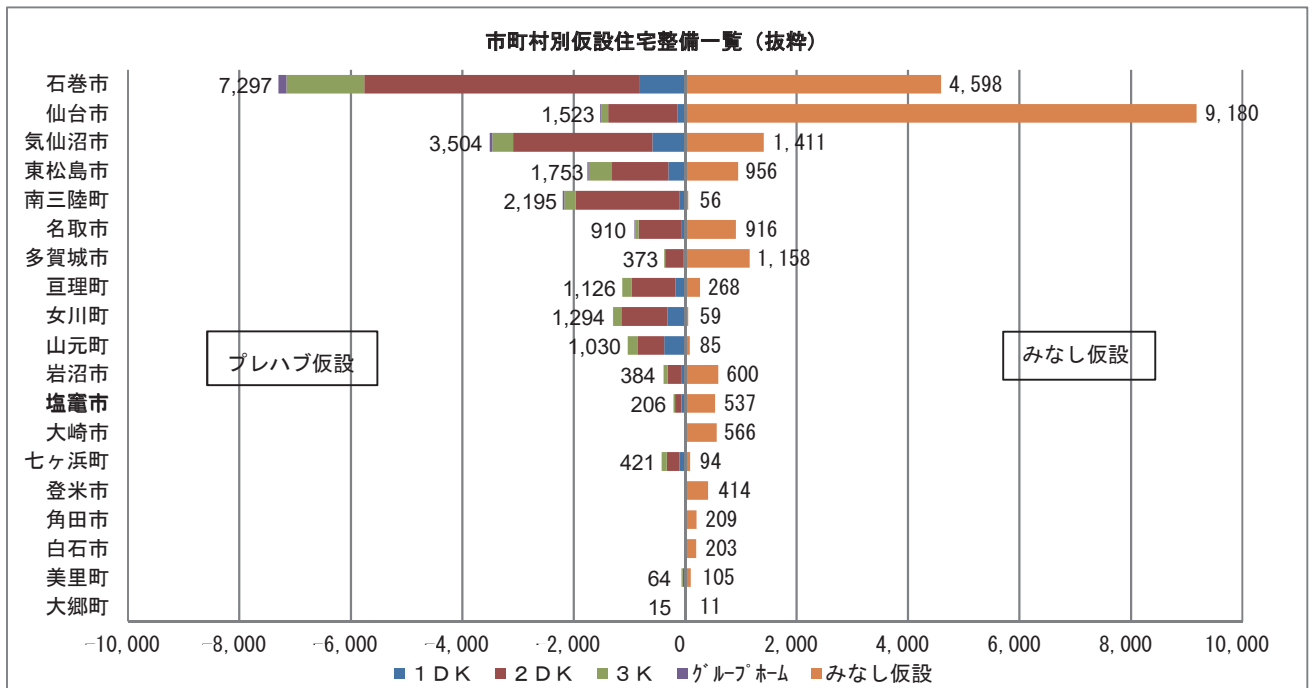


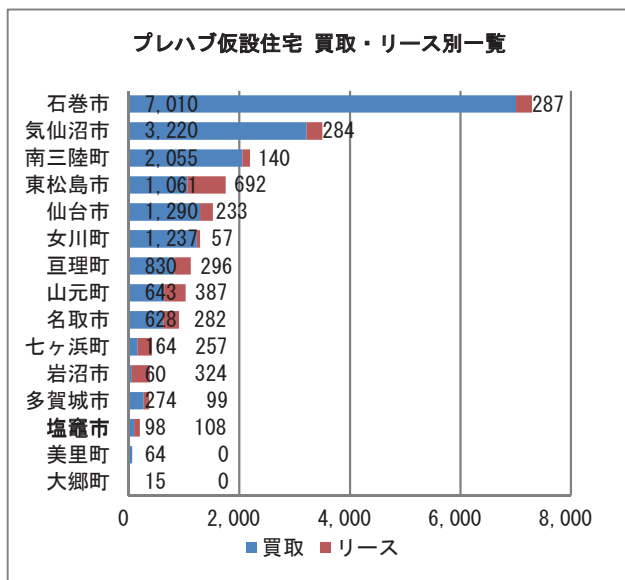
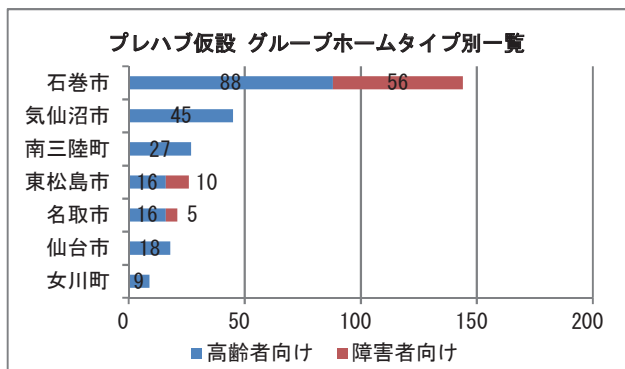
[写真：地元協議会による木造応急仮設住宅
南三陸町歌津地区]

〔表：市町村別仮設住宅整備一覧〕

市町名	プレハブ仮設住宅（戸）										みなし 仮設住宅 （戸）(D)	合計 （戸） (C+D)	
	団地数	住戸タイプ				グループホームタイプ			小計 (C=A+B)	買取			リース
		1DK	2DK	3K	計(A)	高齢者 向け	障害者 向け	計(B)					
仙台市	19	139	1,239	127	1,505	18		18	1,523	1,290	233	9,180	10,703
石巻市	131	812	4,942	1,399	7,153	88	56	144	7,297	7,010	287	4,598	11,895
塩竈市	7	66	115	25	206				206	98	108	537	743
気仙沼市	93	589	2,497	373	3,459	45		45	3,504	3,220	284	1,411	4,915
白石市												203	203
名取市	8	57	775	57	889	16	5	21	910	628	282	916	1,826
角田市												209	209
多賀城市	6	22	332	19	373				373	274	99	1,158	1,531
岩沼市	3	72	236	76	384				384	60	324	600	984
登米市												414	414
栗原市												61	61
東松島市	25	299	1,009	419	1,727	16	10	26	1,753	1,061	692	956	2,709
大崎市												566	566
蔵王町												32	32
七ヶ宿町												0	0
大河原町												141	141
村田町												14	14
柴田町												191	191
川崎町												6	6
丸森町												16	16
亘理町	5	171	784	171	1,126				1,126	830	296	268	1,394
山元町	11 (2)	374 (146)	470 (82)	186 (56)	1,030 (284)				1,030 (284)	643 (284)	387	85	1,115
松島町												180	180
七ヶ浜町	7	96	232	93	421				421	164	257	94	515
利府町												188	188
大和町												84	84
大郷町	1	2	12	1	15				15	15	0	11	26
富谷町												120	120
大衡村												2	2
色麻町												1	1
加美町												25	25
涌谷町												97	97
美里町	2		42	22	64				64	64	0	105	169
女川町	30 (1)	315 (74)	830 (74)	140 (43)	1,285 (189)	9		9	1,294 (189)	1,237 (189)	57	59	1,353
南三陸町	58 (2)	101 (8)	1,860 (8)	207 (8)	2,168 (50)	27		27	2,195 (50)	2,055 (50)	140	56	2,251
合計	406 (5)	3,115 (228)	15,375 (188)	3,315 (107)	21,805 (523)	219	71	290	22,095 (523)	18,649 (523)	3,446	22,584	44,679

※山元町、女川町及び南三陸町の（ ）書きは、整備戸数のうち、町で自ら建設した戸数
 ※戸数は平成24年8月10日時点





※買取とリースについて

(一社)プレハブ建築協会では、一つの災害により必要とする応急仮設住宅のうち、1万戸まではリース契約とし、1万戸を超えた戸数については販売契約(買取)とすることを原則としている。

東日本大震災では、建設場所が複数の県にまたがったことから、宮城県では3,446戸をリース契約とし、18,649戸が販売契約となった。

(参考) 市町によるプレハブ仮設住宅の建設

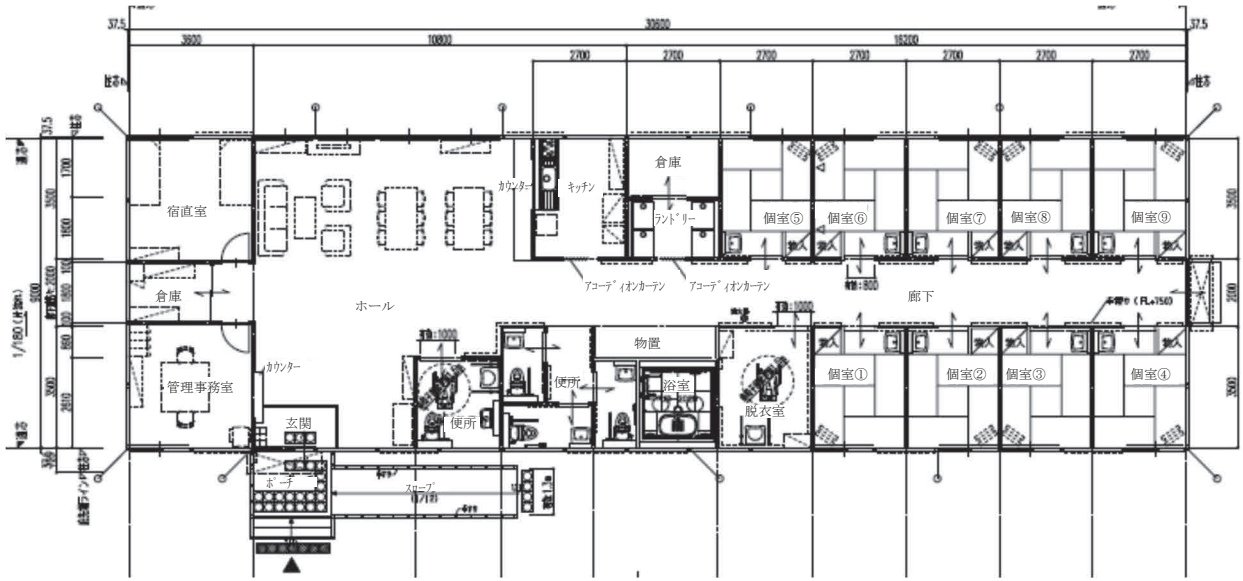
市町からプレハブ応急仮設住宅の建設意向が示されたため、平成23年4月19日に、県は県内に応急仮設住宅を供給可能な要件適合事業者として、リストに登載される供給事業者との契約に係るプレハブ仮設住宅の供与事務の一部を市町村に委任する通知を行い、5月10日に同リストを市町に送付した。

[応急仮設住宅供給事業者リスト]

応急仮設住宅の供給事業者の提案を公募したもの(事務局:一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会)

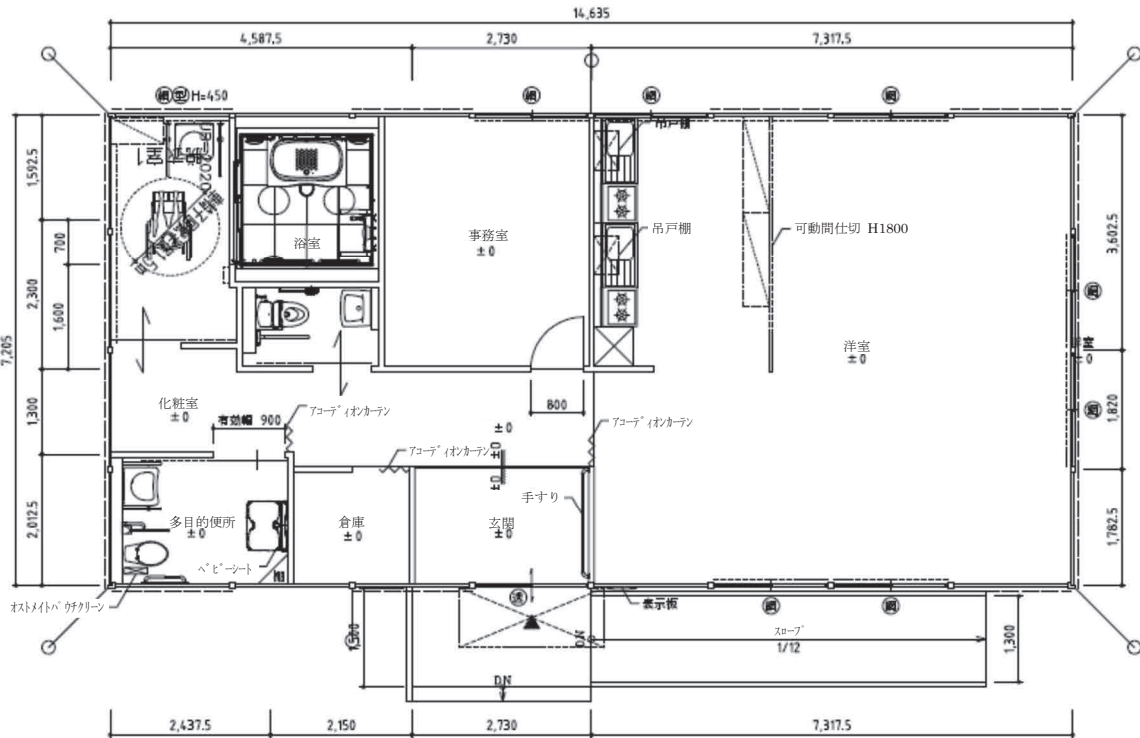
- ・輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅の公募結果:
応募件数 322 件
うち、宮城県内に供給可能な要件適合件数:
204 件
- ・宮城県における応急仮設住宅の公募結果:
応募件数 156 件
うち、要件適合件数 77 件

〈参考〉 グループホーム標準平面(9室タイプ)



〈参考〉 サポートセンター機能付き集会所 100㎡タイプ

- 配置・面積等は集会所の設置方針を踏襲
- 高齢者対応風呂の追加
- タイプは、100㎡タイプ・150㎡タイプ・200㎡タイプの3タイプ
- 設置箇所：5市町25カ所



〈参考〉 寒さ対策等の追加工事



断熱材の追加



断熱材の追加，二重サッシ



棟間舗装・凍結防止対策



風除室

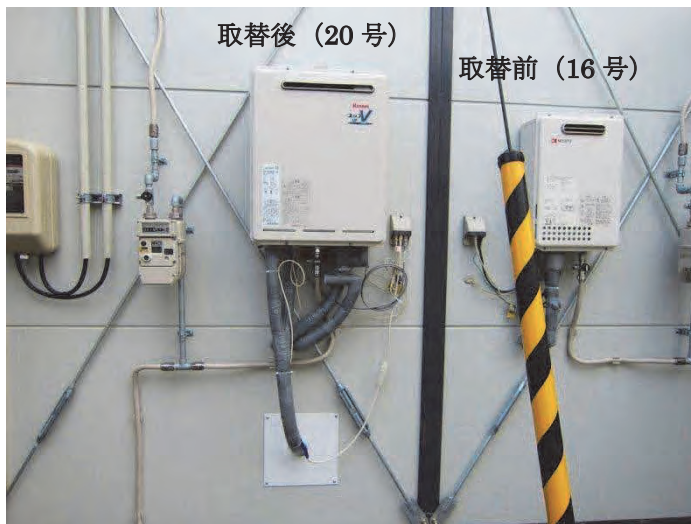


スロープ下屋



舗装・排水工事

〈参考〉 風呂の追焚き機能追加及び物置の設置工事



追焚き機能追加



物置設置

3 応急仮設住宅の利活用

東日本大震災により被災し、住家が全壊、全焼又は流失するなどして、居住する住家がない被災者に対して、災害救助法に基づき応急仮設住宅を供与していたが、災害公営住宅など恒久住宅への転居状況等を踏まえ、市町と協議の上、順次その供与を終了することとなった。

平成 25 年 7 月 31 日、七ヶ浜町では、応急仮設住宅の再編を行い、県内初の応急仮設住宅の解体を完了した。(跡地に災害公営住宅を整備した。)その他の市町においても、それ以降、順次解体が進んだ。

また、応急仮設住宅は、(一社)プレハブ建築協会からの買取が多かったことから、以下のような取組も行われた。

(1) 入居者への無償譲渡

県では、平成 26 年度から入居者が応急仮設住宅を退去する際に備え付け什器備品を引き続き利用することを希望する場合は、入居者に無償譲渡していたが、今後、供与を終了する応急仮設住宅の更なる利活用を図るため、平成 27 年 3 月に入居者以外に対しても応急仮設住宅(建物)及び什器備品を無償譲渡する方針を決定し、平成 27 年 4 月より希望に応じて対応することとした。

(備品等の処分に係る県の通知)

平成 26 年 3 月 27 日付けで関係市町あて県の取扱い方針を定めた「供与を終了したプレハブ仮設住宅の什器備品の無償譲渡について」を通知

- ・対象者：プレハブ仮設住宅の入居者
- ・譲渡する物品：入居者が使用していた物品で、容易に取り外すことができる什器備品を瑕疵担保補償なし、現状引渡しを条件にして無償譲渡(エアコン、物置、ガスコンロ、暖房器具、カーテンなど)

※取り外し、設置費用等はすべて入居者負担

(2) 市町村等への無償譲渡

また、上記通知に基づき、県内市町村(原則)、公益性を有する団体(社会福祉法人等)、自治会、非営利法人(医療法人等)に対し、供与を終了して不要となるプレハブ応急仮設住宅及び住宅

備品(ガス、石油器具を除く)を無償譲渡している。

[表：県備品及びリース備品譲渡状況]

H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	累計
2,192 件	4,658 件	3,865 件	3,519 件	850 件	15,084 件

(H31 年 3 月末時点)

(3) 公共建築物等への利活用

備え付け什器備品の譲渡だけではなく、プレハブ及び木造応急仮設住宅の利活用を検討し、市町村・民間への譲渡、宮城県の施設として利用している。市町村施設の用途としては、公園休憩所や定住促進住宅などがあり、民間施設の用途としては、作業所・職員寮などがある。また、県施設の用途としては、職員寮・宿直室などがある。

【南三陸町の利活用事例】



(移設前：館浜応急仮設住宅)



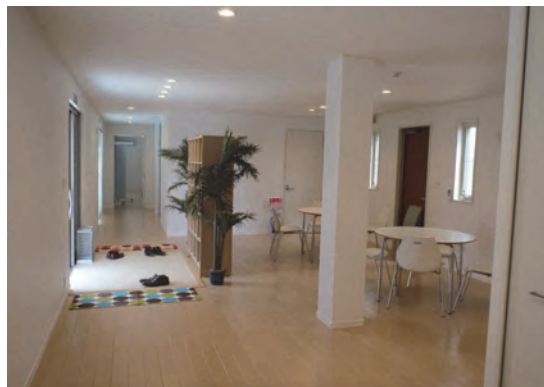
(移設後：定住促進住宅として利用)

【宮城県の利活用事例】

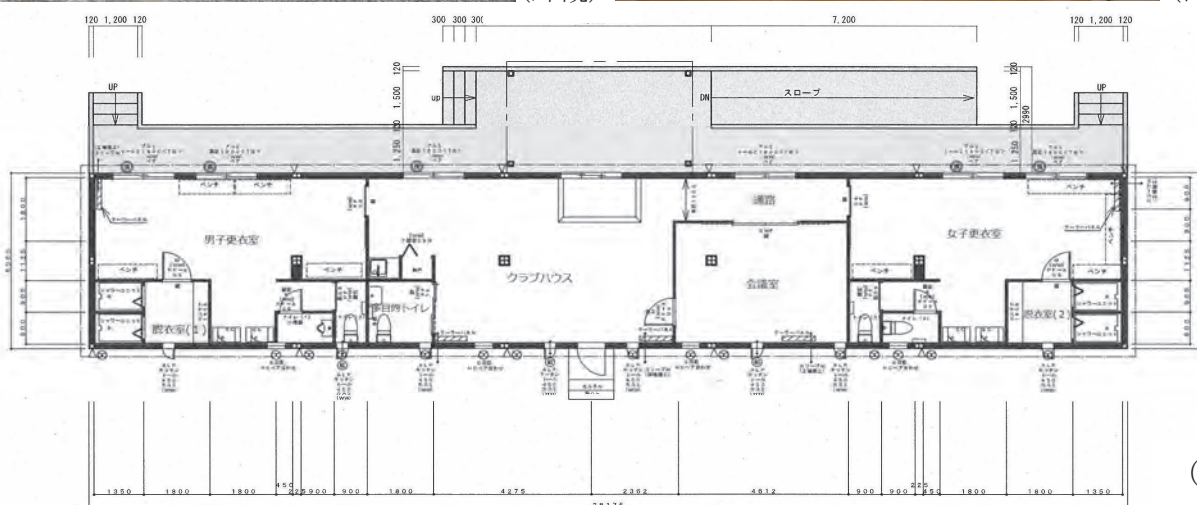
- ・ グランディ 21 県総合運動公園テニスコートクラブハウス



(外観)



(内観)



(平面図)

○県の利用状況

【用途：警察職員寮・宿直室，高校部室・実習棟、職員寮等】

平成28年度	23戸
平成29年度	35戸、1棟（集会所）
平成30年度	23戸
<合計>	81戸，1棟（集会所）

○市町村への譲渡

【用途：公園休憩所，定住促進住宅等】

平成28年度	1戸
平成29年度	2戸
平成30年度	5戸
<合計>	8戸（住戸）

○民間（医療法人，社会福祉法人，一般社団法人，NPO法人，民間企業等）への譲渡

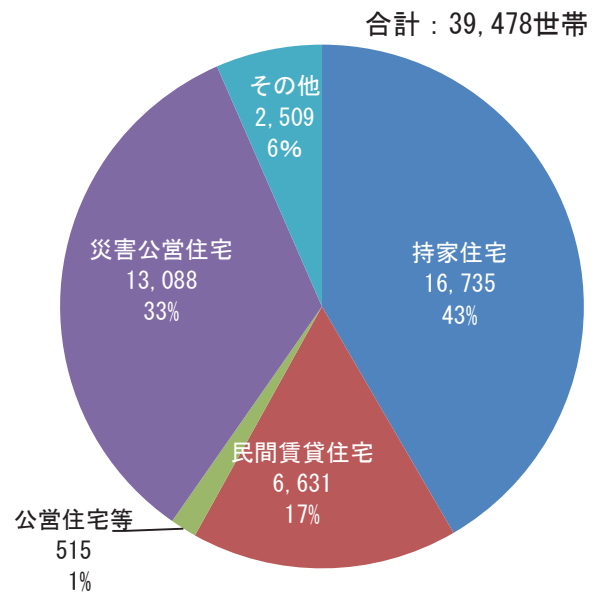
【用途：作業所，職員寮，相談室等】

平成27年度	2棟（グループホーム）
平成28年度	2戸，3棟（グループホーム）
平成29年度	20戸，1棟（集会所）
平成30年度	2戸
<合計>	24戸，5棟（グループホーム），1棟（集会所）

4 応急仮設住宅からの再建状況

プレハブ仮設住宅及びみなし仮設住宅の入居戸数はピーク時の46,644戸（平成24年4月）から、33戸（令和2年3月）まで減少しており、応急仮設住宅供用期間は最長で令和3年3月までとなっている。（特定延長の期限）

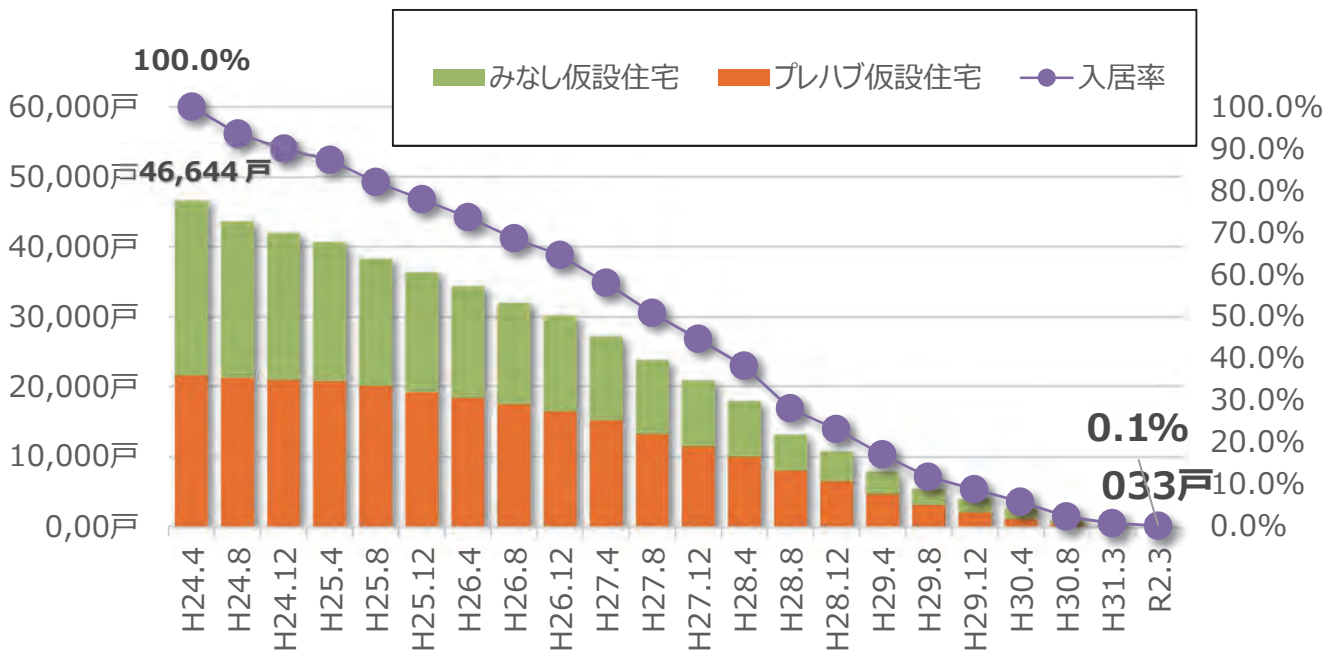
平成25年8月から令和2年3月末時点までで39,478世帯が退居しており、住宅再建が進んでいる。退居先については、持家住宅が43%と高い割合を占めている。災害公営住宅への移転は、持ち家の次に割合が高く、33%となっている。



※その他：施設転居，親族宅転居など

〔図：プレハブ仮設住宅およびみなし仮設住宅からの退去先〕
（平成25年8月～令和2年3月末）

プレハブ仮設住宅とみなし仮設住宅別の入居戸数の推移



5 供与期間の延長

県では、震災から5年間までは、市町単位で1年毎の一律延長を行ってきたが、災害公営住宅等の整備により住宅が不足する状況が概ね解消する市町においては、特定の要件に該当する方について供与を延長する「特定延長」の考え方を導入することとし、国との延長協議を進め、平成27年1月27日に5年から6年への延長に関する方針と合わせて、特定延長の導入を公表した。

(1) 供与期間延長に関する手続き

1) プレハブ応急仮設住宅

期間延長は国との協議が必要となる。

2) みなし仮設住宅

再契約(2回目)と同様に、貸主、入居者双方の同意を得た上で、貸主、借主(宮城県)、及び入居者の3者間で、再契約(2回目)の終期の翌日を始期とする1年間の新たな契約を締結

(2) 平成30年度までに応急仮設住宅を供与終了した市町村

年間	供与終了(予定)市町
3年間 (平成25年度まで)	3町 七ヶ宿町, 川崎町, 色麻町
4年間 (平成26年度まで)	18市町村 白石市, 角田市, 登米市 栗原市, 蔵王町, 大河原町 村田町, 柴田町, 丸森町 松島町, 利府町, 大和町 大郷町, 富谷町, 大衡村 加美町, 涌谷町, 美里町
5年間 (平成27年度まで)	2市 岩沼市, 大崎市
6年間 (平成28年度まで)	3市町 仙台市, 亶理町, 七ヶ浜町
7年間 (平成29年度まで)	3市町 塩竈市, 多賀城市, 山元町
8年間 (平成30年度まで)	1町 南三陸町
9年目以降	5市町 石巻市, 名取市, 女川町, 気仙沼市, 東松島市

(3) 応急仮設住宅の供与期間の延長

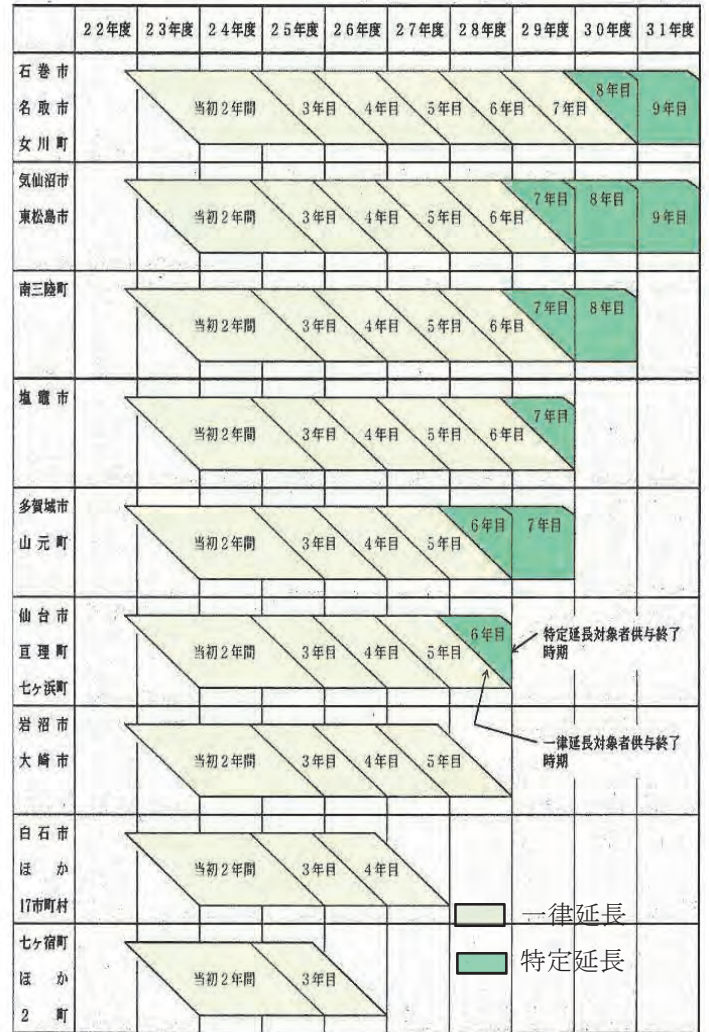
5市町の供与期間の10年目延長について、国と協議を行い令和元年7月1日付で同意を得て、特定延長による対応が可能となった。

1) 一律延長(平成29年度まで)

住宅が不足する状況が継続する被災市町に対し市町単位でさらに1年間の供与期間を延長。

2) 特定延長(平成28年度以降)

供与期間内に住宅再建先となる災害公営住宅等が完成せず、恒久的に入居できないなどの特定の要件に該当する方に対し供与期間を延長。



〔図〕 応急仮設住宅の供与期間状況

(4) 応急仮設住宅の集約化

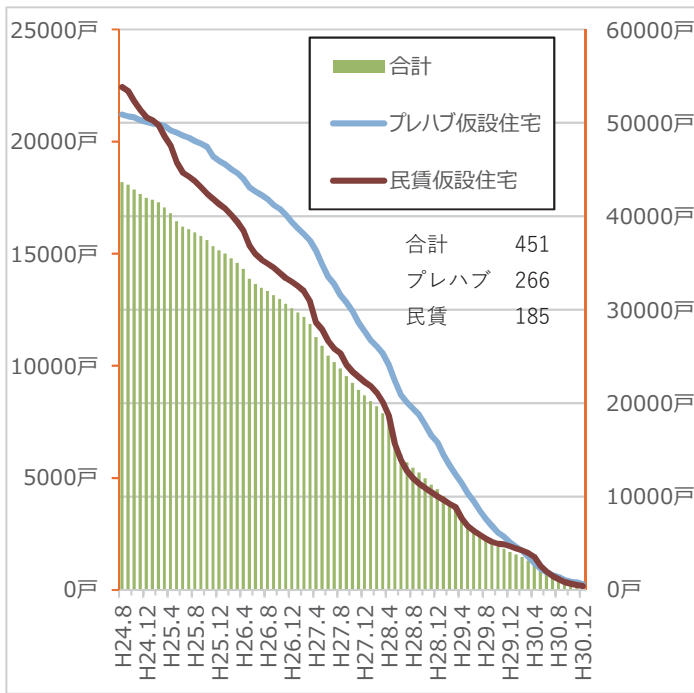
令和2年3月31日時点で、1市が応急仮設住宅の解消に至っていない。平成30年度末に完成した災害公営住宅への転居中や、防災集団移転促進事業など自力再建用の土地の造成工事が

終わっていないのが原因である。一部の市町では応急仮設住宅の集約化計画を策定し、随時、移転交渉等を行い、応急仮設住宅の集約化に取り組んだ。

[表：応急仮設住宅の集約化及び解体見込み]

市町村	H28.3末 残団 地数	集約化		集約等に伴う解体予定団地数(年度)					供与期間 延長	
		実施有無	実施時期	実施内容及び実施しない理由	H28 (実績) 6年度	H29 7年度	H30 8年度	H31 9年度		H32 10年度
仙台市	18	実施しない	(H28年度)	応急仮設住宅の供与終了に向けた検討状況と、入居者の意向や仮設住宅間の転居に伴う負担感などを勘案し、計画的・画的集約は行わず、自然解消による団地の閉鎖を実施した。 ただし、他県及び他市町からの避難者については、国家公務員宿舎等借上公営住宅(棟単位で借上)に集約した。	18団地 (解消)					8→9年度 延長 6年で 供与終了
石巻市	123	実施する	H28年度～	H28年6月に、被災者の自立再建プログラムを策定し、入居率が30%を下回る団地について、集約拠点団地に集約する。	9団地 (GH:2団地 他2団地一 部解体)	53団地	38団地	23団地		特定延長
塩竈市	5	実施しない		H27年度～H28年度始めに相当数の災害公営住宅の整備が完了のため、集約化は実施しない。	1団地	4団地 (解消)				7年で 供与終了
気仙沼市	90	実施する	H28年度～ H30年度	H28年度から集約化を開始し、H30年度末までに17団地に集約する。 学校校庭プレハブについては、H29年度中に解体。	10団地 (GH:1団地)	39団地	24団地	16団地	1団地	特定延長
名取市	8	実施する	H27年度 H29年度～ H30年度	市内7団地のうち、美田園地区にある3団地を、H27年度中に1団地に集約した。 H29～H30年度に5団地から2団地に集約し、H32年度にプレハブ解消予定。	3団地 (GH:1団地)	0団地	3団地	1団地	1団地	特定延長
多賀城市	6	実施しない	H28年度	多賀城市応急仮設住宅解体プランにより、平成28年6月まで入居者全て退去し、平成28年度内に仮設住宅を一斉解体する予定であったが、災害公営住宅の整備が1団地H28年12月にずれ込むことから、一部の住民は別団地へ移転。	3団地 (入居者0)	3団地 (解消)				7年で 供与終了
岩沼市	3	実施しない		災害公営住宅の整備がH26年度末で完了するため、H27年度中に入居者に仮設住宅解体の説明を行い、災害公営住宅等への転居後に解体した。	3団地 (解消)					5年で 供与終了
東松島市	22	実施する	H29年度	H29年度までに、入居率が20%を下回る団地について、1団地及び市営住宅に集約した。 H31年度にプレハブ解消予定。	5団地 (GH:1団地)	12団地	5団地	1団地		特定延長
亘理町	5	実施しない	(H27年度～ H28年度)	H27年度中にほとんどの災害公営住宅等の整備が完了するため、集約化計画を策定しない。 ただし、早期プレハブ解消のため、特定延長対象者に対し、別団地への移転協力を求めた。	4団地 (他1団地一 部解体 (入居者0))	1団地 (解消)				6年で 供与終了
山元町	11	実施する	H28年度	H28年度中に8団地から1団地に集約した。	1団地	10団地 (解消)				7年で 供与終了
七ヶ浜町	6	実施する	H28年度	H28年6月までに解体予定団地入居者を移転させ、6団地から1団地に集約した。	5団地 (他1団地一 部解体 (入居者0))	1団地 (解消)				6年で 供与終了
女川町	29	実施する	H28年度～	H30年度までに、29団地から1団地に集約する。最後の1団地はH31年度解体着手、H32年度に原状復旧完了し、プレハブ解消する予定。	5団地	2団地	21団地	1団地		特定延長
南三陸町	58	実施する	H28年度～	H28年度から入居率が3割を切った団地を対象に集約化を開始し、58団地から16団地に集約。平成31年度中にプレハブ解消する予定。	14団地	25団地	15団地	4団地		8年で 供与終了
合計	384	実施する 実施しない 検討中	8市町 5市町 0市町	※若工年度ベース(繰越は加味せず) ※一部解体、検討中の団地含まず	81団地	150団地	106団地	46団地	2団地	

(H30.4.1現在)



〔図：応急仮設住宅入居戸数の推移〕

＜名取市の事例＞

名取市では、平成27年5月に市の復興計画を基に、次のとおり応急仮設住宅の集約計画を策定した。

○下増田地区

平成27年度中に再建先の面整備が終了し、復興公営住宅も完成することから、平成27年度末で下増田地区の被災者が入居する美田園第2団地と美田園第3団地を閉鎖する。

○関上地区

平成30年度で復興公営住宅が完成することから、仮設住宅の供与期間を原則7年間として特定延長を導入する。7年間の供与終了をもって箱塚桜団地、箱塚屋敷団地、植松入生団地の3団地を閉鎖し、特定延長世帯を愛島東部団地と美田園第1団地の2箇所に集約する。

〔表：応急仮設住宅の集約計画（名取市）〕

団地名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	一律供与終了期日	備 考
美田園第2						平成28年3月31日 *一律供与終了前に閉鎖	平成27年度末をもって閉鎖済
美田園第3						平成28年3月31日 *一律供与終了前に閉鎖	平成27年度末をもって閉鎖済
雇用促進住宅(ビレッジハウス愛島) *集約せず	自立再建の取り組み 特定延長対象世帯					平成30年3月31日	特定延長対象世帯以外は一律供与期間内に全世帯再建済 特定延長対象世帯は引き続き入居中(7世帯)
箱塚桜	自立再建の取り組み 特定延長対象世帯		閉鎖			平成30年4月27日	一律供与期間終了をもって閉鎖済 特定延長対象世帯は美田園第1および愛島東部へ集約済 (美田園第1:10世帯、愛島東部:3世帯)
箱塚屋敷	自立再建の取り組み 特定延長対象世帯		閉鎖			平成30年5月14日	一律供与期間終了をもって閉鎖済 特定延長対象世帯は美田園第1および愛島東部へ集約中 (美田園第1:13世帯、愛島東部:2世帯)
植松入生	自立再建の取り組み 特定延長対象世帯		閉鎖			平成30年7月6日	一律供与期間終了をもって閉鎖済 特定延長対象世帯は美田園第1および愛島東部へ集約中 (美田園第1:12世帯、愛島東部:5世帯)
美田園第1	自立再建の取り組み 特定延長対象世帯		閉鎖			平成30年5月18日 *特定延長対象世帯は引き続き入居可能	関上3期の復興公営住宅入居者の集約先 平成30年度末をもって閉鎖予定 (集約後入居世帯:57世帯)
愛島東部	自立再建の取り組み 特定延長対象世帯		閉鎖			平成30年5月16日 *特定延長対象世帯は引き続き入居可能	防災集団移転および土地区画整理事業地への自宅再建者の集約先 土地区画整理事業地への自宅再建が完了する平成32年中に閉鎖予定 (集約後入居世帯:37世帯)

(参考) 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について

1) 事業の概要

「東日本大震災」により「全壊・大規模半壊又は半壊した住宅」を市町村が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理する制度

2) 対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象

- ①大規模半壊又は半壊（罹災証明書が必要）。
- なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象。
- ②応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ③応急仮設住宅を利用しないこと

3) 所得制限等

前年の世帯全体の年収等が以下のいずれかに該当する世帯が対象。

- ①世帯全体の年収が 500 万円以下の場合
- ②世帯全体の年収が 500 万円超、700 万円以下で、かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯
- ③世帯全体の年収が 700 万円超、800 万円以下で、かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯

ただし、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限なし。

4) 住宅の応急修理の内容

住宅の応急修理は居室、炊事場、便所等の日常生活に必要欠くことのできない部分であり、より緊急を要する箇所について実施する。緊急度の優先順は次のとおり。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ②ドア・窓等の開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④衛生設備

注 1 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象

注 2 内装に関するものは原則として対象外

注 3 家電製品は対象外

5) 限度額

- ①一世帯あたりの限度額は 52 万円
- ②同一世帯（1 戸）に 2 以上の世帯が居住している場合でも、上記①の一世帯あたりの限度額以内となる。

6) その他

このほか、全壊か大規模半壊の被害を受けた住宅は、被災者生活再建支援金を使って「住宅の応

急修理制度」と合わせて住宅の修補を行うことができる。

[表：住宅の応急修理実施状況一覧]

(平成 25 年 3 月末現在 単位：件)

市町村名	申請 受付	完了 報告	応急修理 受付締切日
仙台市	33,643	33,643	平成 24 年 3 月 30 日
石巻市	10,293	10,293	平成 24 年 3 月 31 日
塩竈市	1,703	1,703	平成 24 年 1 月 31 日
気仙沼市	1,098	1,098	平成 23 年 12 月 26 日
白石市	208	208	平成 23 年 11 月 30 日
名取市	430	430	平成 24 年 1 月 31 日
角田市	56	56	平成 23 年 10 月 31 日
多賀城市	1,820	1,820	平成 24 年 1 月 31 日
岩沼市	628	628	平成 23 年 12 月 28 日
登米市	454	454	平成 23 年 11 月 30 日
栗原市	92	92	平成 23 年 10 月 31 日
東松島市	5,472	5,472	平成 23 年 12 月 22 日
大崎市	636	636	平成 23 年 12 月 28 日
蔵王町	63	63	平成 23 年 10 月 31 日
七ヶ宿町	0	0	平成 23 年 10 月 31 日
大河原町	44	44	平成 23 年 10 月 31 日
村田町	33	33	平成 23 年 10 月 31 日
柴田町	90	90	平成 23 年 11 月 30 日
川崎町	0	0	平成 23 年 10 月 31 日
丸森町	21	21	平成 23 年 10 月 31 日
亘理町	642	642	平成 23 年 12 月 28 日
山元町	531	531	平成 23 年 12 月 28 日
松島町	762	762	平成 24 年 1 月 31 日
七ヶ浜町	310	310	平成 24 年 1 月 31 日
利府町	372	372	平成 24 年 1 月 31 日
大和町	122	122	平成 24 年 1 月 31 日
大郷町	84	84	平成 24 年 1 月 31 日
富谷町	311	311	平成 23 年 12 月 28 日
大衡村	8	8	平成 23 年 10 月 31 日
色麻町	5	5	平成 23 年 11 月 30 日
加美町	12	12	平成 23 年 11 月 30 日
涌谷町	225	225	平成 23 年 11 月 30 日
美里町	269	269	平成 23 年 12 月 22 日
女川町	114	114	平成 24 年 1 月 31 日
南三陸町	97	97	平成 24 年 1 月 31 日
合計	60,648	60,648	

